

議案第5号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和2年3月3日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

町の執行機関がその業務について調停、審査、審議又は調査等を行う機関として設置する附属機関に関して整理するとともに、所要の改正を行うもの。

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和38年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（設置）」を付する。

第2条に見出しとして「（委任）」を付する。

第3条を削る。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	委員数	任期	担任する事務
町長	長与町行政改革推進委員会	5人	2年	町の行政改革の推進に係る重要事項の調査及び審議に関する事務
	長与町総合開発審議会	10人以上	2年	町の総合開発を図るため、長期的な計画、立案その他重要事項の審議及び意見の具申に関する事務
	長与町まち・ひと・しごと創生推進会議	15人以上	2年	まち・ひと・しごと創生を効果的かつ効率的に推進するための審議・検証・検討及び意見の具申に関する事務
	長与町地域公共交通会議	25人以上	2年	地域の実情に即した旅客輸送サービスの実現に必要な事項の協議に関する事務
	長与町男女共同参画推進委員会	12人以上	2年	男女共同参画の推進に関する重要事項及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項の調査及び審議に関する事務
	長与町避難行動要支援者避難支援連絡協議会	20人以上	2年	避難行動要支援者に関する避難支援計画及び避難支援の実現に必要な事項の協議に関する事務
	長与町特別職報酬等審議会	5人	会期中	議会議員の議員報酬並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に係る審議及び意見の答申に関する事務
	長与町財産評価委員会	3人	2年	財産の取得又は処分をする場合における価格等についての審議及び意見の答申に関する事務
	長与町地域福祉ボランティア	9人	2年	長与町地域福祉ボランティア基金条

ランティア基金管理委員会			例（平成元年条例第29号）により設置する基金の管理、運用及び助成に係る審議に関する事務
長与町要保護児童対策地域協議会	20人以上	2年	要保護児童等の発生予防、早期発見、早期対応その他の適切な支援を行うための関係機関の連携に関する事務
長与町地域福祉計画推進委員会	10人以上	2年	地域福祉計画に関する計画策定、推進、施策評価及び意見の答申に関する事務
長与町養護老人ホーム等入所判定委員会	8人	2年	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項に規定する養護老人ホーム等の入所の判定に関する事務
長与町在宅医療介護連携推進協議会	20人以上	2年	地域における在宅医療・介護に関する課題の対応策の検討並びに介護及び福祉の各分野における多職種間の連携推進に関する事務
支えあい「ながよ」推進協議体	20人以上	2年	地域における、生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組及び支え合いの体制づくりの推進に関する事務
長与町認知症初期集中支援チーム検討委員会	20人以上	2年	認知症初期集中支援チームの課題抽出及び検証並びに関係機関及び地域との連携及び支援に関する事務
長与町地域ケア会議	20人以上	2年	高齢者サービスの確保及び地域における多様な社会資源を用いた支援体制の構築に関する事務
長与町保健対策推進協議会	20人以上	2年	町民の健康づくりに係る総合的な推進及び連絡調整に関する事務
長与町フッ化物洗口推進協議会	24人	2年	フッ化物洗口事業の実施及び推進に係る審議に関する事務
長与町予防接種健康被害調査委員会	6人	2年	予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の実施に係る事故及びその処理の審議に関する事務
長与町農業委員会	5人	会期中	公募又は推薦による農業委員会委員

	委員候補者評価委員会			の候補者の適性等の審議、評価及び選考に関する事務
	長与町農業振興協議会	11人以上	3年	町の農業振興計画の樹立並びに農業振興に関する事業の推進、重要事項の審議及び調査等に関する事務
	長与町経営・生産対策推進会議	15人以上	3年	町内認定農業者を中心とした農業の担い手に係る育成及び農地の利用集積並びに新規就農者の確保、人・農地プランの審査等に関する事務
教育委員会	21世紀ふれあい基金管理委員会	5人	2年	21世紀ふれあい基金条例（昭和61年条例第9号）により設置する基金の管理、運用及び助成に係る審議に関する事務
	長与町就学支援委員会	23人以上	1年	教育上特別の配慮を要する児童生徒の就学支援に係る審議及び答申に関する事務
	長与町立学校通学区検討委員会	21人以上	2年	町立学校の通学区に係る審議に関する事務
	長与町奨学資金運営委員会	11人	2年	奨学資金の貸付けの審査に関する事務
	長与町学校給食運営委員会	21人以上	1年	学校給食の円滑な運営のための調査、審議及び意見の答申に関する事務
	長与町社会教育委員会	9人	2年	社会教育に関する計画の立案その他必要な事項に係る研究、調査及び意見の具申に関する事務
	長与町文化振興審議会	6人	2年	町の文化振興計画の策定その他文化振興事業の推進に係る審議に関する事務
	長与町文化財保護委員会	5人	2年	町における文化財の保存及び活用その他の文化財全般に係る審議、意見具申等に関する事務
選挙管理委員会	長与町明るい選挙推進協議会	若干名	2年	選挙人の自由意思によって、選挙ができるようにするための協議の推進、周知、関係機関の連絡調整に関する事務

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。